



2015年4月3日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社（単独）の2013年度における一部インフラ関連の工事進行基準に係る会計処理について、調査を必要とする事項が判明いたしました。当社は、この事態を真摯に受け止め、直ちに社外の専門家を含む特別調査委員会を設置し、自ら事実関係の調査を行うことといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配をお掛けしますことを心からお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の目的

工事進行基準案件に係る会計処理の適正性を検証し、検証結果を踏まえ改善・再発防止に関して提言する。

2. 特別調査委員会の構成

特別調査委員会の委員の構成は次の通りです。

委員長	取締役会長	室町正志
委員	社外取締役	島内憲（監査委員会委員）
委員	執行役上席常務	牛尾文昭（法務部担当）
委員	執行役常務	井頭弘（経営監査部長）
委員	弁護士	北田幹直（森・濱田松本法律事務所）
委員	公認会計士	築島繁（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社）

上記のとおり、特別調査委員会の構成としては、委員会設置会社である当社において監督機能を担う取締役会からは会長（委員長）と社外取締役（監査委員会委員）を、執行機能を担う執行役からは法務及び経営監査部門を担当する執行役をそれぞれ委員とし、また、法律面及び会計面における調査の専門性及び客観性を担保するために、社外の弁護士及び公認会計士にも委員として参加いただいております。

また、現時点までの社内調査では、本件は当社（単独）の一部案件に係る工事進行基準における見積りの合理性という会計処理上の問題であること等に鑑みて、専門性及び客観性を担保しつつ可及的速やかに調査を行うために、当社の事業内容や組織体制等を熟知した社内委員が外部専門家と協力しながら調査を行うことが最適であると判断し、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づく第三者委員会の形態は採用せず、上記の特別調査委員会の体制といたしました。

3. 今後の予定

本件の当社業績に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかになっておりません。当社としては、ただちに調査に着手し、1か月程度を目途に実施する予定です。

当社は、業績への影響が判明次第、速やかに公表いたします。また、調査の途中で開示すべき事項があった場合には、速やかに公表いたします。

以 上

(参考) 社外委員の経歴

北田幹直 (弁護士、森・濱田松本法律事務所)

2009年1月	公安調査庁長官
2010年12月	札幌高等検察庁検事長
2012年1月	大阪高等検察庁検事長
2014年1月	退官
2014年3月	弁護士登録

築島繁 (公認会計士、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社)

1991年10月	中央新光監査法人(後に中央青山監査法人)国際部(クーパーズアンドライブランド) 入所
1995年3月	公認会計士登録
2001年7月	中央青山監査法人パートナー就任
2005年12月	中央青山監査法人パートナー脱退、退職
2006年3月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2006年6月	監査法人トーマツ パートナー就任
2010年10月	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社(現同合同会社) に転籍